



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ル メ 杵 屋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 椋 本 充 士
(コード番号 9850 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 森 田 徹
(TEL 06-6683-1222)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 49 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は平成27年10月1日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、目的の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条（社外取締役との間の責任限定契約）を新設するものであります。
なお、新設に関しましては各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙資料の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

以上

別紙資料

下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (新 設)</p> <p><u>1</u>～<u>13</u> (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 次に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</p> <p><u>2</u>～<u>14</u> (現行どおり)</p>
<p>第3条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第28条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(社外取締役との間の責任限定契約)</u> 第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第29条～第43条</p>	<p>第30条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則 第2条(目的)の変更は、新設分割計画に基づく新設分割の効力が生じることを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は当該新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</p>

以上